

ご活用ください！ 町の支援制度

各分野ごとに町の支援制度を紹介します。今回紹介するほかにも支援制度があります。条件など詳細については、町HPをご覧ください。各担当へ問合せください。

水道支援

担当：企業課工務管理係☎0234-42-0186

補助金・事業名	対象	補助額
鉛製給水管改修助成金	個人や事業所などにおいて、水道メーター周りに使用されている「鉛製の水道管」を鉛以外の材質に取り替える方	対象の工事費用 上限 水道メーター1カ所につき2万円

結婚支援

担当：企画情報課まちづくり係☎0234-42-0162

補助金・事業名	対象	補助額
結婚新生活支援事業費補助金	令和5年3月1日～令和6年3月31日に入籍し、婚姻日の年齢が夫婦共に満39歳以下で、夫婦の所得合計額が500万円未満の夫婦	賃貸住宅の住居費および引越費用 上限 29歳以下 1世帯当たり60万円 30歳～39歳 1世帯当たり30万円
出会い応援事業補助金	やまがたハッピーサポートセンターのマッチングシステムへ登録または更新する方で、昭和58年4月2日～平成15年4月1日までに生まれた方（登録料、更新料1万円）	女性 登録料または更新料の全額 男性 登録料または更新料の半額

狩猟免許取得支援

担当：環境防災課環境衛生係☎0234-43-0254

補助金・事業名	対象	補助額
新規狩猟免許取得支援事業補助金	令和5年度に狩猟免許または銃器の所持の許可を取得し、猟友会の会員および庄内町鳥獣被害対策実施隊となる者	経費の1/2以内 上限88,300円

農業支援

担当：農林課農産係☎0234-42-0178

補助金・事業名	対象	補助額
農業本気やる気プロジェクト支援事業補助金	スマート農業推進支援事業 新規就農者育成支援事業	省力化や生産性の向上、高品質生産を図るためのICTなど先端技術導入に係る経費 新規設備：経費の1/3以内 修繕または更新：経費の1/4以内 上限100万円

※他に6次産業化支援、園芸産地拡大強化支援、施設園芸周年化拡大支援、農業用施設機械等導入支援も行っていますので、担当までご連絡ください。

商工業支援

担当：商工観光課商工労働係☎0234-42-0138

補助金・事業名	対象	補助額
小規模事業者持続化支援事業補助金	商工会の指導を受け、初めて経営計画を策定し、事業の拡大または持続的な事業の展開に取り組む小規模事業者	国の補助対象経費の2/3に相当する額から、国の上限額50万円を減じた額以内、上限25万円
商工業振興支援事業補助金	工業展出展者支援事業 物産展チャレンジ支援事業	各種工業展、取引商談会などに出展する事業で、経費が3万円以上のもの 物産展などに出展する事業で、経費が3万円以上のもの
出展経費の1/2以内 上限1出展10万円、年額20万円		
出展経費の1/2以内 上限1出展5万円 (海外の物産展などに出展する場合は上限1出展10万円) 年額10万円		
創業者等応援補助金	商工会の指導を受けながら町内で新たに創業する方または町内の空き店舗を活用して出店する小規模事業者	①県または公庫の開業資金の3年分の利子 ②賃借した空き店舗の改装費 ※創業者は①、②ともに上限80万円、小規模事業者は②のみ上限40万円
中小企業等人材育成事業	若手人材（令和5年4月1日現在で、満15歳から満44歳までの方）を育成する中小企業者、匠工事業主など	①中小企業の経営者・従業員などの研修に係る経費の1/2以内 上限10万円 ②庄内職業高等専門校の普通訓練の研修に係る経費 上限20万円
企業振興奨励金	工場などを新設、移設または拡充を行う場合、町民を新たに雇用するなどの条件を満たすとき	固定資産税相当額を2～5年間交付
用地取得助成金	庄内町臨空工業団地あまるめの用地を取得し、その用地で操業した事業者	面積に応じて価格の35%～50% 上限4,000万円
雇用促進助成金	町が指定する地域で工場などを新設、移設または拡充し、従業員を新たに20人（中小企業者は5人）以上雇用したとき	1事業者につき上限400万円
産業立地促進資金 (山形県商工業振興資金)	工業団地などに立地しようとする方、大規模な立地を行おうとする方など	融資利率：変動 上限10億円 ※商工業振興資金利子補給補助金の対象資金です（融資を受けた場合に利子の1/2を3年以内で補助します）

教育支援

担当：教育課教育総務係☎0234-43-0126

補助金・事業名	対象	補助額
育英資金貸付事業	庄内町に住所を有し、町税などの滞納がない方で、学資の支弁が困難と認められる学生、生徒	高等学校 月額1万円以内 高等専門学校 月額2万円以内 大学または専修学校 月額5万円以内 入学時一時金50万円以内 ※貸付金は無利子、返還義務あり

子育て支援

担当：子育て応援課子育て支援係☎0234-42-0171

補助金・事業名	対象	補助額
誕生祝品	第一子からすべてのお子さん	出生児1人につき商品券5万円分の商品券
出産・子育て応援交付金事業	①妊婦さん ②出生児を養育している方	①母子健康手帳交付後に5万円 ②赤ちゃん訪問後に出生児1人につき5万円



移住支援

担当：企画情報課移住定住係☎0234-42-0228

補助金・事業名	対象	補助額
空き家利活用促進事業補助金	①新たに空き家バンクに空き家を登録する方 ②空き家バンクに登録している空き家の所有者または売却・賃貸を行うことができる権利を有する方	①前年度の固定資産税額または3万円のいずれか少ない額 ②家財道具その他不要物の処理・収集運搬費用、リサイクル料金、ハウスクリーニング費用など対象経費の1/2(上限15万円)
移住新生活支援事業費補助金	所定の条件を満たし、町外から町内の民間賃貸住宅へ移住する世帯	住居費(敷金、礼金、仲介手数料)および引越費用など対象経費の1/2(上限5万円※ただし条件によっては上限10万円)



雇用労働・働き方支援 担当：商工観光課商工労働係☎0234-42-0138

補助金・事業名	対象	補助額・融資限度額
新規卒者等採用活動支援事業補助金	就職情報サイトなどを活用した採用活動に取り組む町内の中小企業	就職情報サイトへの求人掲載やオンライン合同企業説明会などへの出展する経費の1/2(1事業者あたり上限20万円)
勤労者生活安定資金(融資)	組合や貸付共済制度を有しない企業などで働く方	①生活資金100万円 ②教育資金300万円 ③福祉資金100万円 ④自動車資金200万円
雇用相談・内職相談(在宅ワーク等相談)	ハローワークと連携し、求人情報などをもとに、専門員(雇用産業活性化支援員)が雇用や内職相談に応じますのでお気軽にご相談ください	
オンラインスキルアップ講座受講支援事業補助金	(株)クラウドワークス主催の講座を受講する町内在住者	オンライン講座の受講料の1/2、年間1人2万円まで



動物愛護支援

担当：環境防災課環境衛生係☎0234-43-0254

補助金・事業名	対象	補助額
飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金	対象者：町内在住者または町内で活動する団体 対象猫：町内に生息する飼い主のいない猫	不妊手術(雌)：14,000円 去勢手術(雄)：7,000円 ※手術実施前に一度ご相談ください

住宅支援

担当：建設課都市計画係☎0234-42-0860

補助金・事業名	対象	補助額
定住応援住まいづくり補助金	【住宅取得支援事業】 専用住宅や自ら営む店舗など(法人を除く)の併用住宅の新築、中古住宅を取得する方	交付対象工事費の7%または以下の上限額 ①定住応援型 ※町内業者施工のみ ・新築による取得 70万円 ・中古住宅の取得 30万円 ②若者応援型 ・新築による取得(町内居住者) 30万円 ※町内業者施工80万円 ・新築による取得(町外居住者) 70万円 ※町内業者施工100万円 ・中古住宅の取得 50万円
老朽空家解体支援補助金	【住宅リフォーム支援事業】 専用住宅や自ら営む店舗など(法人を除く)の併用住宅の新築、増築、改築、修繕、設置工事を行う方で、施工にあたり町内業者と契約する方	①基本額 交付対象工事費の5%(上限80万円) ②加算額(要件となる工事を行う場合) 交付対象工事費の10%(上限額10万円) ※移住世帯、新婚世帯、子育て世帯に該当する場合は、交付対象工事費の30%(上限額30万円)
ブロック塀等撤去支援補助金	・住居として使用されていた空家 ・国が定める住宅不良度の測定基準により不良住宅に該当する空家 ※老朽度の事前調査を行い、その評点に応じた補助になります	①老朽度の事前調査で100点以上 対象経費の1/2 上限…町内業者施工50万円 町外業者施工40万円 ②老朽度の事前調査で10~99点 対象経費の3/10 上限…町内業者施工30万円 町外業者施工24万円
木造住宅耐震改修補助金	ブロック塀などがコンクリートブロック造または組積造で、道路面からの高さが1m以上(基礎・擁壁を含む)の塀などのみの撤去であって、町内業者と契約する方	撤去に要する工事費2/3または撤去したブロック塀の延長に1mあたり3万円を乗じた額のうち、いずれか少ない額(上限15万円)
木造住宅耐震診断制度	平成12年5月31日以前に着工された住宅で耐震診断評価が1.0未満のもので、耐震改修工事によって耐震診断評価が1.0以上となるもの	耐震改修に要する費用の1/2 限度額…100万円
建築物耐震診断補助金	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で、一般診断法による耐震診断を過去に受けていないもの	1棟あたり103,400円 (申込者負担額9,400円)
	昭和56年5月31日以前に着工された民間建築物で、耐震改修が必要と判定された場合は5年以内に耐震改修の実施に着手する予定であるもの	耐震診断に要する費用の2/3 限度額(床面積) ・1,000㎡以内の部分(床面積)1㎡あたり2,000円以内 ・1,000㎡超2,000㎡以内(床面積)1㎡あたり1,500円以内 ・2,000㎡超(床面積)1㎡あたり1,000円以内

